

社会福祉法人開成町社会福祉協議会

開成町ボランティアセンター設置規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人開成町社会福祉協議会開成町ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）の設置及び運営に関して必要な事項を定める。

(設置)

第 2 条 ボランティア活動の拠点として、次のとおりボランティアセンターを設置する。

名称 社会福祉法人開成町社会福祉協議会開成町ボランティアセンター

所在 開成町吉田島 1043 番地 1（開成町福祉会館内）

(事業)

第 3 条 ボランティアセンターは、町民のボランティア意識の高揚及びボランティア活動の振興並びに交流の場を提供し、地域福祉を増進するために、次の事業を行う。

- (1) ボランティア活動に関する調査研究、情報収集及び提供
- (2) ボランティア活動に関する啓発事業
- (3) ボランティア活動に関する相談
- (4) ボランティアの登録、紹介、需給調整
- (5) ボランティアの育成、援助
- (6) ボランティア活動に関する研修、学習
- (7) その他目的達成に必要な事業

(委員会)

第 4 条 ボランティアセンターの適正な運営を図るため、ボランティアセンター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成)

第 5 条 委員会は、委員 8 名をもって構成し、うち 1 名を委員長、1 名を副委員長とし、委員長、副委員長は委員の互選とする。

(委員長の職務)

第 6 条 委員長は委員会の会務を統括し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員会の招集)

第 7 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員の任期)

第 8 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(登録)

第 9 条 個人又は団体でボランティア活動に対する登録については、別に定める「ボランティア登録制度実施要項」により登録するものとする。

(委任)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。